

国土保全のためのシカ捕獲事業特記仕様書

本特記仕様書は「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

1 事業の目的

早池峰山には、ブナ等を主体とする天然林や、固有種を含む希少な高山植物が生育しており、このような自然環境を保全するため「早池峰山周辺森林生態系保護地域」を設定し、貴重な森林生態系を保護している。

しかし近年、早池峰山周辺ではニホンジカの個体数が急激に増加しており、同山周辺の奥地天然林等や山頂付近の高山植物への摂食剥皮被害が懸念されている。

本事業は、効率的なニホンジカの誘引捕獲を実施し、森林等の被害防除と森林の持つ国土保全機能の維持増進を図ることを目的とする。

2 捕獲対象種

捕獲対象種はニホンジカとする。

3 捕獲対象地域

ニホンジカの捕獲対象地域は、岩手県花巻市大迫町内川目字鶏頭山国有林 768 林班外（岩手南部森林管理署遠野支署管内）（別添位置図のとおり）。

4 許可の申請等

事業の実施に当たっては、委託者が地方自治体、関係機関との調整、鳥獣の捕獲等の許可申請等の手続きを行うことから、受託者はこれに協力すること。

5 事業内容

捕獲方法は、くくりわなによる誘引捕獲とする。

くくりわなは、誘引餌（ビートパルプ等）によってくくりわなに誘引されたニホンジカを捕獲する。

詳細は以下のとおり。

（1）実施期間

捕獲の実施期間は、以下によるものとする。

早池峰山岳地区（くくりわな）

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで

（2）捕獲目標頭数 16 頭

（3）作業日報

受託者は、共通仕様書 2. 4. 2 (1)「業務日誌」(様式 13-2)を作成するほか、以下のとおり日報と記録写真を作成し提出するものとする。

ア 作業日報

作業日の作業状況について作業日報(特記様式 1-日報)を作成すること。

イ 作業記録写真

各作業の写真は、記録写真仕様書(別紙 1)に基づいて撮影の上、作業記録写真(特記様式 1-写真)を作成し、作業日報に添付すること。

ウ 錯誤捕獲対応記録票

受託者は、共通仕様書 2. 10「錯誤捕獲」に記載のとおり、事前に関係行政機関と調整し、連絡体制を確保しておくこととし、錯誤捕獲が生じた場合は、委託者に連絡するほか、連絡体制に則って対応するとともに、錯誤捕獲対応記録票(特記様式 1-錯誤)にその内容を記録し作成すること。

エ 作業日報の提出

アの作業日報、イの作業記録写真、ウの錯誤捕獲対応記録票に表紙(特記様式 1-表紙)を添えて、作業日報として監督職員を経由して委託者に提出すること。

オ 監督職員による作業日報提示の指示

監督職員から作業日報の提示を求められた場合には速やかに提示すること。

(4) 捕獲方法の詳細

ア わなの設置・撤去

① わなの設置

早池峰山岳地区

くくりわな(ベアウオーク) 25 基

② わなの撤去

早池峰山岳地区

くくりわな(ベアウオーク) 25 基

イ 見回り・給餌

① 見回り・給餌の回数及び林道等走行距離

以下の回数・距離とし、見回り及び誘引餌の給餌のほか、わな等の維持補修を含むものとする。なお、センサーカメラを設置する場合は、センサーカメラの見回りやの撮影データ回収、SDカードの入れ替えを含むものとする。

早池峰山岳地区

見回り・給餌 28 回(日間) 林道等走行距離(片道) 2.7km

② 誘引餌

使用する誘引餌の種類及び量は、以下を基本とする。

ア) ビートパルプ 20kg × 20 セット = 400kg

※ 上記の誘引餌を基本とするが、他に誘引に効果的な誘引餌がある場合は、監督職員と協議して上記ア)～ウ)の誘引餌購入に係る費用の範囲内で種類及び量を一部変更の上、使用することを妨げないものとする。

③ 給餌方法

ビートパルプは、臭いが出るように手や金槌等で碎いて撒き、ニホンジカの誘因効果を高めること。

この他、生産請負事業等で伐倒した針葉樹等の枝葉が近隣で調達可能な場合は、監督職員及び生産請負事業者等と協議し、誘引餌として活用すること。

ウ 止刺し

捕獲方法がわなの場合は、原則として、銃器以外の方法（電殺、刺殺、撲殺等）により止刺しを行うものとする。

① 電殺器止め刺し時の安全措置

電殺器による止刺しについては、感電事故の防止に努め、安全対策に万全を期するものとし、特に以下の点に留意して実施すること。

ア) 足元は必ず絶縁できるゴム長靴を着用すること。

イ) 手袋は電気が流れない材質で厚みのあるもの（耐電ゴム手袋等）を着用すること。厚みが薄い場合は電気が通過する危険がある。

ウ) 肌着、靴下などの衣類は乾燥したものを着用すること。

エ) 頭部は不導体の帽子等を着用し、転倒などによる感電を防止を図ること。

オ) 止刺し者は、シカの反撃によって跳ね飛ばされたヤリの突端が、自身や周囲の者へ接触しないよう電殺ヤリの操作に慎重を期するとともに、周囲の者とも十分な離隔距離を確保すること。

② 銃器による止刺しが認められる条件（すべて満たす場合）

止刺しは、原則として、銃器以外の方法により行うこととしているが、銃器による止刺しがやむを得ない場合として、次のア)からウ)までの条件をすべて満たし、かつ、③の安全措置を講じる場合は、銃器による止刺しが認められるものとする。

ア) わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること。

イ) わなにかかった鳥獣がどう猛で捕獲等をする者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。

ウ) 銃器の使用に当たって安全性が確保されているものであること。

③ 銃器止め刺し時の安全措置

銃器使用による止刺しについては、道路交通法、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を踏まえ、

安全対策に万全を期するものとし、特に以下の点に留意して実施すること。

- ア) 銃器による暴発事故を防ぐため、止刺し直前まで実包は装てんせず、止刺し後は速やかに脱包すること。
- イ) 実包を装てんした銃器は、銃口を上方、人の居ない方向、または射撃方向に向けて保持すること。たとえ実包が装てんされていなくても、絶対に人に銃口を向けないこと。また、無意識のうちに人のいる方向に銃口が向かないよう注意すること（銃器には常に実包が装てんされているものとして扱うこと）。
- ウ) 周囲に一般の入林者がいる場合は発砲しないこと。
- エ) 止刺し方向に安土（バックストップ：山・崖・高い土手など）の無い限り発砲しないこと。
- オ) 跳弾をさけるため、止刺し方向に、氷の面、堅い地面、岩など硬いものがある場合は発砲しないこと。

エ 個体処理

【施設処理】

焼却施設等で個体を処理する方法（事業区域外〔見回り・給餌の区域外〕）。

- ア) 施設で焼却処理する場合
 - a) 焼却処分する施設の名称及び所在地は以下のとおり。

施設の名称	岩手中部クリーンセンター
所在地	岩手県北上市和賀町後藤3地割60番地
 - b) 捕獲個体の運搬に使用する機械、運搬（往復）回数は以下を基本とする。
 - i 捕獲個体の運搬に使用する機械
中小型トラック（ガソリンエンジン駆動、最大積載質量 750kg）
 - ii 運搬（往復）回数
中小型トラック 11 回（作業時間：38.6h）
早池峰山岳地区 11 回（作業時間：38.6h）

オ ニホンジカ捕獲個体報告書の作成

共通仕様書 2. 4. 2（2）「捕獲個体の記録写真」及び同（5）「捕獲個体記録票」については、以下のとおり作成し報告書を提出するものとする。

① ニホンジカ捕獲場所及び埋設場所位置図

ニホンジカの捕獲場所と埋設場所の位置を表示したニホンジカ捕獲場所及び埋設場所位置図（特記様式 2－位置図）を作成すること。

② ニホンジカ捕獲個体記録票

共通仕様書 2. 4. 2（5）「捕獲個体記録票」に記載のとおり、止め刺し後の捕獲個体は、1 体毎に検体作業（体重、体長、雌雄別等）を行い、ニホンジカ捕獲個体記録票（特記様式 2－記録票）を作成すること。

③ ニホンジカ捕獲個体記録写真

共通仕様書 2. 4. 2 (2) 「捕獲個体の記録写真」の①から③までの項目を踏まえ、記録写真仕様書（別紙 1）に基づいて撮影の上、写真を 1 体毎に撮影（全体写真、胴体中央写真、捕獲個体の処分方法が分かる写真）し、ニホンジカ捕獲個体記録写真（特記様式 2－写真）を作成して、ニホンジカ捕獲個体記録票に添付すること。

④ 捕獲個体の証拠物及びその写真

共通仕様書 2. 4. 2 (3) に基づき、捕獲個体の「尾」を証拠物として監督職員に提出すること。捕獲個体の証拠物の数が分かるように撮影して、証拠物とともに監督職員に提出すること。

⑤ 個体の受領証明書

共通仕様書 2. 4. 2 (4) に基づき、焼却施設に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：特記様式 2－証明書を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。

⑥ ニホンジカ捕獲個体整理表

ニホンジカ捕獲個体記録票の記載内容を移記して整理したニホンジカ捕獲個体整理表（特記様式 2－整理表）を作成すること。

⑦ ニホンジカ捕獲個体報告書の提出

①のニホンジカ捕獲場所及び埋設場所位置図、②のニホンジカ捕獲個体記録票、③のニホンジカ捕獲個体記録写真、⑤の個体の受領証明書、⑥のニホンジカ捕獲個体整理表に表紙（特記様式 2－表紙）を添えて、ニホンジカ捕獲個体報告書として監督職員を経由して委託者に提出すること。

(5) 安全管理体制

受託者は、共通仕様書 1. 29 「安全等の確保」によるほか、以下のとおり事業の安全を確保するものとする。

ア 標識・看板の現地表示の徹底

受託者は、委託者から交付された標識「本流域でシカ捕獲実施中」（特記様式 3）を林道入口に掲示、標識「この場所でシカ捕獲実施中」（特記様式 4）を捕獲場所（有害捕獲区域及びその周辺区域等）（以下「捕獲場所」という。）のわな設置個所の入口※¹へ掲示、看板「困いわな・くくりわな設置中」（特記様式 5）を捕獲場所の始点及び終点に設置して現地表示を徹底し、他の入林者への注意喚起を図るものとする（「標識・看板の現地表示【略図】」（特記様式 6）参照）。

なお、通り抜けできる林道の場合にあっては、標識「本流域でシカ捕獲実施中」を林道入口・出口の双方に掲示するものとする。

また、標識「この場所でシカ捕獲実施中」は、わな設置個所の入口が複数ある

場合は、入口毎に掲示するものとする。

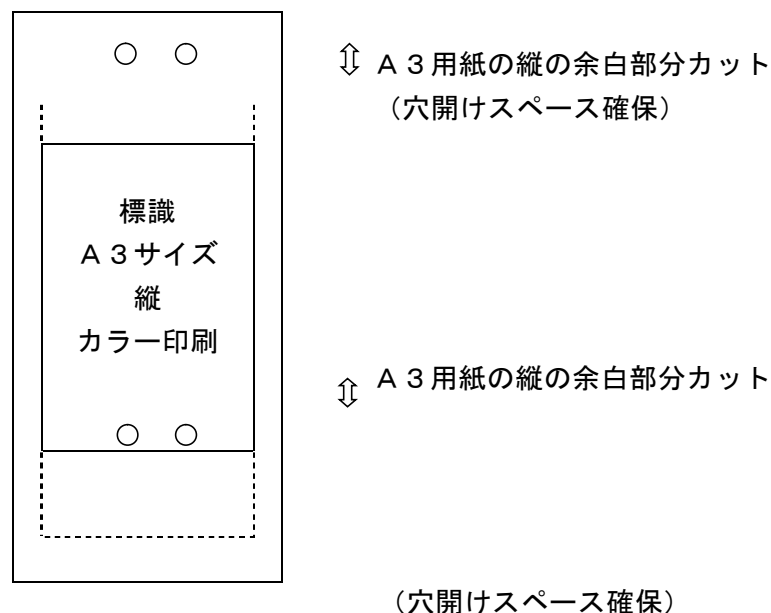
※1 囲いわな又はくくりわなの設置・見回り時に、林道から林内に足を踏み入れる入口。

イ 標識の仕様

アの標識「この流域でシカ捕獲実施中」及び標識「この場所でシカ捕獲実施中」については、A3サイズ（縦、カラー印刷）とし、ラミネートフィルムで覆って防水措置を施し、掲示を容易にできるように紐（ひも）等を通す穴を、上部2箇所及び下部2箇所に開けて作成するものとする。

なお、穴開けにより防水措置に影響が出る場合は、標識を印刷後、A3用紙の縦の余白部分を裁断し穴開けスペースを確保するものとする（以下の略図参照）。

【略図】



ウ 事業地の立入制限

委託者は、事業区域内（見回り・給餌の区域内）については、本事業の実施期間中は立入禁止区域※2とし、立入禁止区域図に当該区域を表示して森林管理署等に備え付けるほか、森林管理署等のホームページへ掲載するものとする。

当該立入禁止区域には、基本的に林道は含まないものとするが、受託者は、委託者（監督職員）と協議の上、専用林道であって、かつ林道の通行を制限しても支障がない場合は、ゲート又はバリケード若しくはトラロープ等を設置して入林者の管理を行うものとする。

※2 鳥獣の捕獲等を目的として国有林野に入林する者（森林管理署等が実施する有害鳥獣捕獲等事業の入林者を除く。）の立入禁止区域。

エ 安全管理規程、緊急時の体制及び対応方法

受託者は、本事業の実施に係る安全管理体制、連絡体制、猟具の点検等を定めた安全管理規程、及び事業実施時の連絡体制図を監督職員を経由して委託者に提出するものとする。

安全管理規程及び連絡体制図の作成に当たっては、有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）（別紙２）及び有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図（別添）を参考に、事業内容により必要な項目を選択して作成すること。

なお、受託者において、予め定められた有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）に準じた規程・規則等がある場合は、当該規程・規則等をもって安全管理規程の作成に替えることができるものとする。

オ 止刺し時の実行体制

当日の実行体制については、連絡体制、実施体制、緊急連絡体制の確認等、事業従事者全員で十分な打ち合わせを行い、それぞれの役割を把握し実行すること。

カ 従事者証の携行等

上記申請により交付された従事者証を携行すること。また、やむを得ず銃器による止め刺しを行う場合は、銃の所持許可証を携行すること。

キ わなの標識設置

共通仕様書3. 3. 2(4)「標識」に記載のとおり、捕獲に使用するわな毎に標識（住所、氏名、有害鳥獣捕獲等の許可証の番号等を記載）を装着し、捕獲作業を行うこと（特記様式7の標識の例を参照）。

ク わな猟免許を有しない作業従事者

受託者は、従事者にわな猟免許を有しない者を作業従事者として含む場合、当該従事者が従事できる作業は、わなの持ち運び、見回り・センサーカメラの設置・撮影データ回収・撤去、誘引餌の給餌等の補助作業のみであり、わなの設置や止め刺し等の捕獲に係る作業に従事させてはならない。

ケ その他

その他、必要な安全対策を講じて実施すること。

6 必要物品等

(1) 受託者が負担するもの

ア 5の(4)エ②に係る誘引餌

イ 事業実行に係る機械、車両

ウ 5の(4)カ②に係る銃器等（止刺しに使用する場合）

エ 5の(5)ア及びウに係る看板類等（特記様式3号及び特記様式4の標識を除く）

オ データ収集及び整理に必要なＯＡ機器類

カ その他事業実行に係る物品（官給品を除く）

- (2) 官給品とするもの（ただし、不足分については受託者負担とし、受託者負担において本事業の委託費で購入した場合は、当該物品は事業完了後に委託者の帰属とする。）

ア くくりわな

① ベアウォークセット（12cm タイプ）【25 基】

（仕様等：外パイプ内径約φ124mm、内パイプ内径約φ114mm、ワイヤーφ4mm
外径18mm、全長1,000mm、全圧縮長130mm、荷重11.1kg、上蓋2枚

イ センサーカメラ【5 台】

（構成：センサーカメラ、セキュリティボックス、ケーブルキー、SDカード×2）

ウ 電殺器【1 セット】

（仕様等：ねじ電極 背負い型、120cm 木製棒〈先端ネジ脱着式〉、耐電手袋、通電確認灯、デジタル直流電圧計等付属、追加刺突電極〈120cm 木製棒付き〉×1、予備延伸用 120cm 木製棒〈先ネジ、継ぎ部品〔鉄製ジョイント〕〉×1）

7 報告書等の作成

報告書等の作成は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書等（委託事業実績報告書、作業日報、ニホンジカ捕獲個体報告書）は、紙媒体2部及び報告書等のPDF等データをCD若しくはDVDに保存した電子媒体2セットを作成すること。
- (2) 5の(3)イの作業記録写真の撮影データ、同(4)イのカメラトラップ調査の撮影データ、同(4)クのニホンジカ捕獲個体記録写真の撮影データをDVDに保存した電子媒体2セットを作成すること。

8 検査実施の方法

検査については、共通仕様書1. 17「検査」によるほか、以下の項目（電子媒体を含む）をもって実施する。

- (1) 委託事業実績報告書と作業日報の確認
(2) ニホンジカ捕獲個体報告書の確認
(3) 官給品の返却状況
(4) 掘削穴の現地確認、捕獲個体埋設の現地確認
(5) その他現地に設置する看板類等の撤去状況

9 特記事項

関係各機関等への許認可申請等が却下され、本事業の遂行が不可能な状態となった場合には、本契約を解除するものとする。

この場合、受託者は委託者に対して補償等を求めないものとする。

10 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。（本事業で捕獲したシカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領してはならない。）

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者（監督職員等）と受託者が協議の上、決定するものとする。

令和7年度国土保全のためのシカ捕獲事業(早池峰山岳地区)

作 業 日 報

岩手南部森林管理署遠野支署

受託者

〇〇〇〇〇〇〇〇

監督職員

※ 本表紙は、作業日報の報告用の表紙として、適宜修正のうえ使用すること。

作 業 日 報

作成者:

実 施 日： 令和 年 月 日（ ） 天候：

従 事 者 人 数： 名 捕獲対象地域： 地区

従事者名(役割についても明記する)

氏 名		役 割	
		作業項目	作業内訳
	外	カメラトラップ調査	設置撤去移設データ回収電池交換
		ワナ等の設置・撤去	罫いワナ設置撤去移設補助その他
		くくりワナ	設置撤去移設補助その他
		自動捕獲装置	設置撤去調整その他()
		通信装置(親・子機等)	設置撤去調整その他()
		見回り・給餌	見回り給餌その他データ回収ワナ補修
		止め刺し	銃殺電殺器刺殺撲殺その他()
		個体処理	銃猟林内埋設解体個体運搬施設処理
		報告書作成	実績報告書捕獲個体報告書作業日報
	内		
	外	カメラトラップ調査	設置撤去移設データ回収電池交換
		ワナ等の設置・撤去	罫いワナ設置撤去移設補助その他
		くくりワナ	設置撤去移設補助その他
		自動捕獲装置	設置撤去調整その他()
		通信装置(親・子機等)	設置撤去調整その他()
		見回り・給餌	見回り給餌その他データ回収ワナ補修
		止め刺し	銃殺電殺器刺殺撲殺その他()
		個体処理	銃猟林内埋設解体個体運搬施設処理
		報告書作成	実績報告書捕獲個体報告書作業日報
	内		
	外	カメラトラップ調査	設置撤去移設データ回収電池交換
		ワナ等の設置・撤去	罫いワナ設置撤去移設補助その他
		くくりワナ	設置撤去移設補助その他
		自動捕獲装置	設置撤去調整その他()
		通信装置(親・子機等)	設置撤去調整その他()
		見回り・給餌	見回り給餌その他データ回収ワナ補修
		止め刺し	銃殺電殺器刺殺撲殺その他()
		個体処理	銃猟林内埋設解体個体運搬施設処理
		報告書作成	実績報告書捕獲個体報告書作業日報
	内		
	外	カメラトラップ調査	設置撤去移設データ回収電池交換
		ワナ等の設置・撤去	罫いワナ設置撤去移設補助その他
		くくりワナ	設置撤去移設補助その他
		自動捕獲装置	設置撤去調整その他()
		通信装置(親・子機等)	設置撤去調整その他()
		見回り・給餌	見回り給餌その他データ回収ワナ補修
		止め刺し	銃殺電殺器刺殺撲殺その他()
		個体処理	銃猟林内埋設解体個体運搬施設処理
		報告書作成	実績報告書捕獲個体報告書作業日報
	内		

※ 外は外業、内は内業。外業は捕獲努力量(人日)としてカウントする。

ワナの設置・移設・撤去の作業時間及び基数

ワナ種類	設置	撤去	移設	基数	作業人数	作業開始時刻	作業終了時刻
罫いワナ				基	名	時 分	時 分
くくりワナ				基	名	時 分	時 分

シカの捕獲・誘引状況等

捕 獲 ワナ種類	ワナ 番号	捕獲 頭数	誘引餌の状況		付近の状況
			前回給餌分の確認	今回の給餌	
			(ほぼ)すべて無くなっていた	給餌した	シカがいた
			半分程度残っている	十分残っているため給餌しなかった	痕跡あり(足跡、糞等)
			(ほぼ)すべて残っている	雪から掘り出した	痕跡なし

監督職員との協議事項

課題及び問題等

作業前写真	作業内容:
	作業状況:
	作業前
	※「作業状況」欄は、作業内容や作業状況に合致する記述となるよう適宜修正のう記載すること。
撮影日:	令和 年 月 日
作業中写真	作業内容
	作業状況:
	作業中
	※「作業状況」欄は、作業内容や作業状況に合致する記述となるよう適宜修正のう記載すること。
撮影日:	令和 年 月 日
作業後写真	作業内容
	作業状況:
	作業後
	※「作業状況」欄は、作業内容や作業状況に合致する記述となるよう適宜修正のう記載すること。
撮影日:	令和 年 月 日

錯誤捕獲対応記録票

作成者:

[illegible]

令和7年度国土保全のためのシカ捕獲事業(早池峰山岳地区)

ニホンジカ捕獲個体報告書

岩手南部森林管理署遠野支署

受託者

〇〇〇〇〇〇〇〇

監督職員

※ 本表紙は、ニホンジカ捕獲個体記録票の報告用の表紙として、適宜修正のうえ使用すること。

ニホンジカ捕獲場所及び埋設場所位置図
(捕獲対象地域: 地区)



ニホンジカ捕獲場所及び埋設場所位置の図面を貼付
(図面は施業実施計画図〈縮尺20,000分の1〉を活用)
表示が困難な場合は、5,000分の1の縮尺に適宜変更

【凡例】

番号及び捕獲場所位置

1～3



番号及び埋設場所位置

1～3



縮尺 1 : 20, 000

- ※1 本位置図様式により、捕獲対象地域毎に、ニホンジカ捕獲場所及び埋設場所位置図を作成すること。
縮尺が20,000分の1では表示が困難な場合は、5,000分の1の縮尺とするなど適宜変更のうえ作成すること。
- ※2 凡例の番号は、ニホンジカ捕獲個体記録票(第5号様式)の番号を示している。
- ※3 凡例の番号及び捕獲場所位置、番号及び埋設場所位置は、赤色や青色など明認し易い色を使用して記載すること。

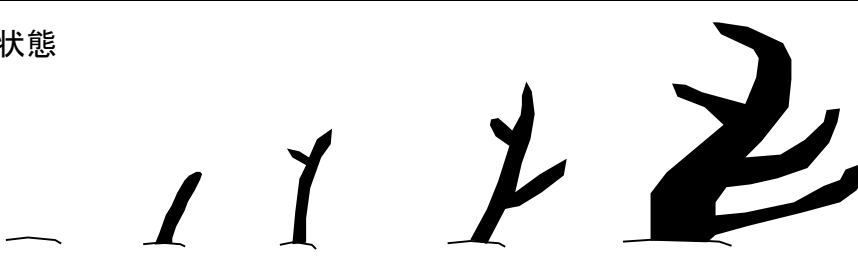
ニホンジカ捕獲個体記録票

番号:

※ 番号は、捕獲対象地域毎に分けないで通し番号とする。

捕獲年月日	令和	年	月	日(	曜日)	時	分
本票記入者氏名							
捕獲市町村名							
捕獲対象地域	地区						
捕獲場所	国有林 林班 小班						
捕獲区画番号 (メッシュ番号)	県鳥獣保護区等 位置図メッシュ番号						

カッコ内又は枠内の該当するところに○をつけてください

捕獲区分	有害鳥獣捕獲						
捕獲方法	囲いワナ	中型	ワナ 番号	小型	ワナ 番号	くくりワナ	ワナ 番号
性別	(オス♂ ・ メス♀) (成獣 ・ 幼獣)						
オス♂ の場合	角の状態  (なし 1尖 2尖 3尖 4尖)						
メス♀ の場合	妊娠の有無 (あり ・ なし ・ 不明)						

体重	kg	(実測 ・ 推定)		
体長	鼻先～第1胸椎	cm	／ 第1胸椎～尾根元	cm
	体高(肩甲骨まで)	cm		

捕獲個体の 処分方法	国有林内へ埋設	☐	国有林	林班	小班	
	焼却処分	☐	施設の名称 :			
	国有林外へ埋設	☐	施設の名称 :			

備考	
----	--

※ 本票は、ニホンジカ捕獲場所及び埋設場所位置図の後に添付すること。

ニホンジカ捕獲個体記録写真

※ 本表は、ニホンジカ捕獲個体記録票毎に作成、同記録票の後に添付すること。

捕獲個体写真
(全体)

事業名、受託者名、事業管理責任者名、捕獲日時、捕獲場所を明記した
黒板等とともに捕獲個体を撮影

捕獲個体は、原則「右向き」の状態(撮影者から見て捕獲個体の足が下向き
になり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。)にさせ、スプレー等でその
識別が可能となるよう下記の順でマーキングし、そのマーキングが
分かるように撮影すること。

ア 部位(原則として尾、ただし捕獲個体の状態や地域の実情に応じて適切に
取り扱うこととする。)を個体の色と異なる色のペンキ等で着色。

イ 胴体中央に個体の色と異なる色のペンキ等で「山」とマーキング。

ウ 上記イで記した「山」のマーク上に、「山」の色及び個体の色と異なるペン
キ等で、捕獲年月日、捕獲した順に付与する番号をマーキング。
(捕獲年月日は R. O. O と表示)。

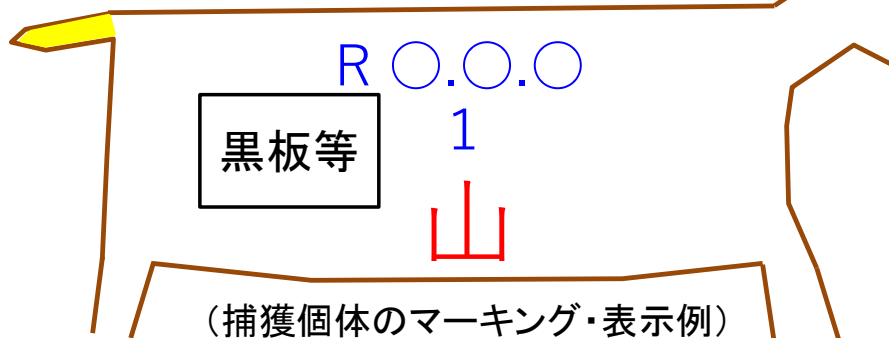
番 号: 捕獲市町村名: 捕獲対象地域: 地区撮影部位:
捕獲個体の全体写真

※ 捕獲個体の全体写真撮影時には、
シカの体長確認の目安となるよう
スケール等を用いて撮影すること。

撮影日: 令和 年 月 日

捕獲個体写真
(胴体中央)

事業名、受託者名、事業管理責任者名、捕獲日時、捕獲場所を明記した
黒板等とともに捕獲個体の胴体中央を撮影



(捕獲個体のマーキング・表示例)
胴体中央の「山」のマーク、捕獲年月日、捕獲個体の番号
が明瞭に判別できるように撮影

番号: 捕獲市町村名: 捕獲対象地域: 地区撮影部位:
捕獲個体の胴体中央写真

撮影日: 令和 年 月 日

捕獲個体の処分方法が分かる写真
(埋設穴、処理施設での状況とともに撮影する等)

事業名、受託者名、事業管理責任者名、捕獲日時、捕獲場所を明記した
黒板等とともに捕獲個体の処分方法が分かるよう撮影

国有林内埋設処分(埋設穴とともに捕獲個体を撮影)

焼却処分(焼却施設への運搬状況[計量中の状況等]とともに捕獲個体を撮影)

国有林外埋設処分(処分場の埋設穴とともに捕獲個体を撮影)

番号: 捕獲市町村名: 捕獲対象地域: 地区撮影部位:
捕獲個体の処分方法が
分かる写真

※ 必要がある場合は、本表を追加
して作成すること。

撮影日: 令和 年 月 日

特記様式 2 - 証明書

契約名

処分を依頼した鳥獣の受領 証明書

鳥獣の受領日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(捕獲事業受託者名)

様

下記の事項について相違ありません。併せて、本事業で捕獲した鳥獣で、鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）の支援を受けないことを宣誓します。

記

1 処分の依頼を受けた鳥獣を合計 _____ 頭 受領しました。

(確認者所属)

(確認者名)

※ 捕獲事業受託者は、日報とともに本証明書を整理し、森林管理署長等に提出すること。

特記様式2－整理表

ニホンジカ捕獲個体整理表

[illegible]

※1 本表は、ニホンジカ捕獲個体記録票の記載内容を移記等して作成すること。

※2 本表は、ニホンジカ捕獲個体記録写真の後に添付し整理すること。

※3 捕獲個体を焼却施設やゴミ処理施設等にて処分にした場合は、当該処理施設の名称等を「備考」欄に記載すること。

※3 本表は、マイクロソフトの表計算ソフトExcel(エクセル)で作成、当該デジタルデータについても、記録媒体(CDもしくはDVD)に保存のうえ、提出すること。

本流域域で

シ力捕獲中

委託者：岩手南部森林管理署遠野支署

受託者：○○○○○○○○○○○○○○○○

この場所
で
シカ捕獲
中

立ち入らないで下さい

委託者：岩手南部森林管理署遠野支署

受託者：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

看板

【罝いワナ・くくりワナ設置中】
ー監視用センサーカメラ作動中ー

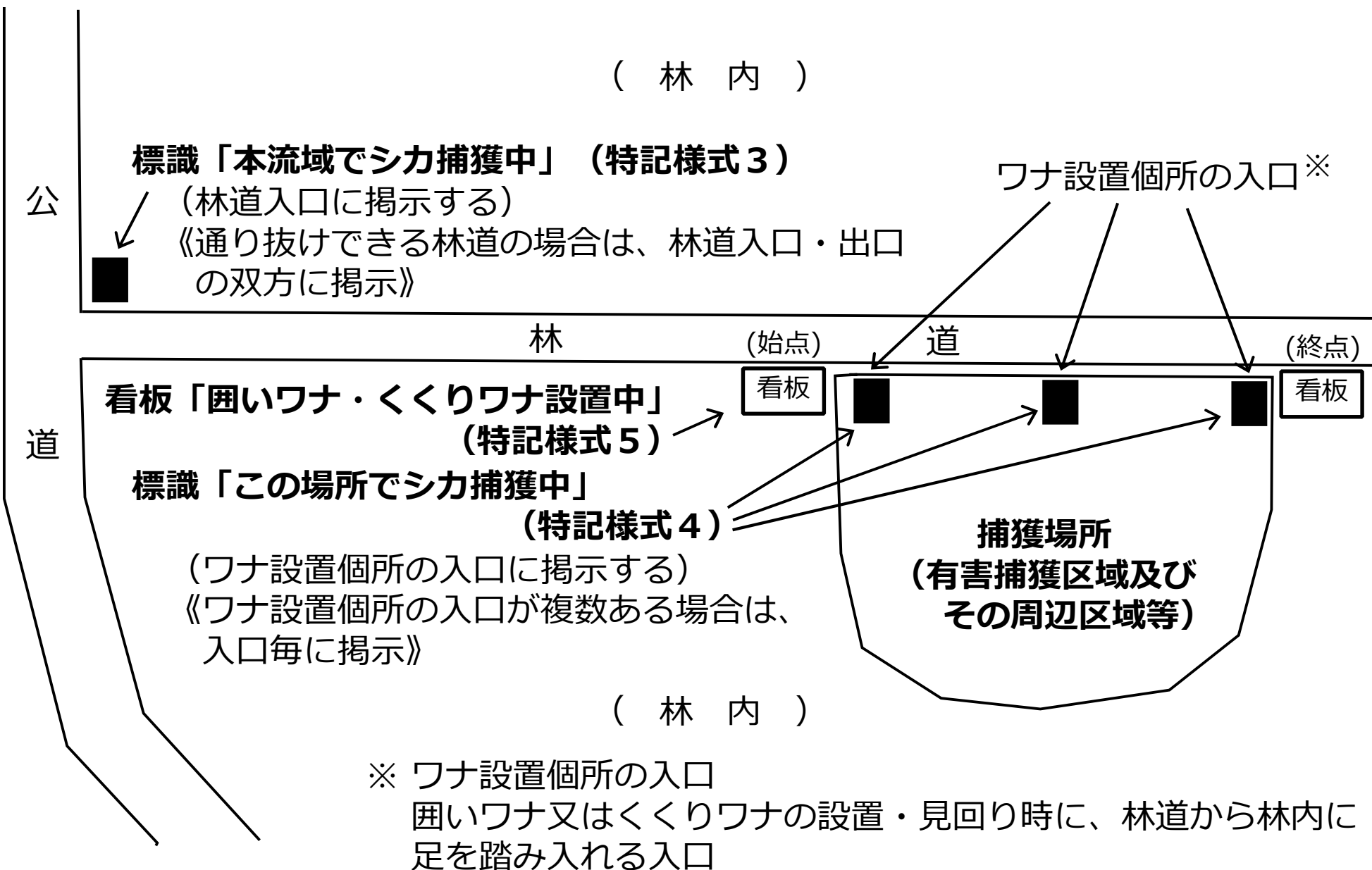
下記事業実行中につき、関係者以外の立入を禁止します。

記

事業名	令和7年度岩手南部森林管理署遠野支署国土保全のためのシカ捕獲事業(早池峰山岳地区)
事業期間	令和○年○月○日 から 令和○年○月○日 まで
捕獲方法	ワナ
委託者	岩手南部森林管理署遠野支署長
受託者	○○○○○○○○
事業管理責任者	○○○○
連絡先	○○○-○○○○-○○○(事業管理責任者) ○○○-○○○○-○○○(○○署)

※ 捕獲場所(有害捕獲区域及びその周辺区域等)の始点と終点に設置する。

標識・看板の現地表示【略図】



特記様式7

狩猟や有害鳥獣捕獲を行うときに、網やわなに取り付ける標識の例

229mm

(表)	許可証番号	○	○	○	○	○	○	○	○			許可の有効期間	令和	○	○	年		
	氏名	岩	手	南	部	森	林	管	理	署			○	月	○	○	日	から
		遠	野	支	署	長		田	村		喜	信	令和	○	○	年		
	住所	岩	手	県	遠	野	市	東	舘	町			○	月	○	○	日	まで
	⊕	7	一	3	9													⊕
	電話番号	0	1	9	8	一	6	2	一	2	6	7	0					
	許可権者	○	○	市	長													

【標識の設置】

網・わなには、それぞれの猟具ごとに1字の大きさが縦横1cm以上の文字で住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、狩猟者登録証の番号を書いた金属製又はプラスチック製の標識を見える場所につけること。なお、これ以外にも、必要に応じてわなや網をかけていることを知らせる注意標識を立てるなどの配慮をすること。

※ 香川県のHP参照

市販の屋外用ラベル用紙(耐光性・耐水性のポリエステルフィルム)で印刷し、必要事項を油性ペンで記入して、プラスチック板に張り付けて使用。

(有害鳥獣捕獲等の場合には、住所、氏名、許可証又は従事者証に記載された環境大臣又は都道府県知事名、市町村名、許可の有効期間、許可証又は従事者証の番号及び捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥獣の卵の種類を記載することが、平成19年4月から義務づけられている。)

229mm

(裏)

捕獲等しようとする鳥獣又は採取等しようとする鳥類の卵の種類

対象鳥獣	:	ニホンジカ															
捕獲目的	:	森林・林業被害防止															
従事者証番号	:	〇〇〇〇〇															
⊕																	⊕

85mm

別紙 1

記録写真仕様書

1 写真の撮影及び提出

記録写真については、毎日の事業実施状況にあつては作業の過程等を撮影して作業記録写真（特記様式 1－写真）に整理の上、当日の作業日報（特記様式 1－日報）に添付するものとし、捕獲個体にあつてはニホンジカ捕獲個体記録写真（特記様式 2－写真）に整理の上、ニホンジカ捕獲個体記録票（特記様式 2－記録票）に添付するものとし、何れも監督職員を経由して委託者に提出するものとする。

2 準備器材

デジタルカメラ及び作業内容を表示する黒板等を準備すること。

3 毎日の事業実施状況に係る作業毎の撮影内容

撮影に当たっては画面内に必要事項（事業名、受託者名、事業管理責任者名、作業日時、作業場所、作業内容）を明記した黒板を添えること。

（1） 囲いワナ及び自動捕獲装置（檻周辺検知による野生獣自動捕獲システム）の設置

① 作業前、作業後の状況（定点撮影）

※ 複数設置する場合は代表的な箇所のみで可。

※ 移設して設置する場合も同様に撮影。

（2） くくりわなの設置

① 作業前、作業後の状況（定点撮影）

※ 代表的な箇所のみで可。

※ 移設して設置する場合も同様に撮影。

（3） 看板類等の設置

① 作業前、作業後の状況（定点撮影、全箇所）

（4） 見回り・給餌

① 誘引餌の写真（初回のみ）

② 作業前、作業中、作業後の状況（定点撮影）

※ 複数の箇所に給餌する場合は代表的な箇所のみで可。

（5） 捕獲個体の止刺し

① 捕獲個体の状況

② 止刺し作業

（6） 捕獲個体の処分

ア 埋設処分する場合

a) 埋設穴を掘削する場合

① 作業前、作業中、作業後の状況（定点撮影、1ヶ所で可）

b) 捕獲個体の埋設

① 埋設穴に入れた状態の捕獲個体（穴毎に全頭数を撮影すること）

② 作業中、作業後（定点撮影、1ヶ所で可）

イ 施設で焼却処分等する場合

7 焼却処分等する施設への搬入状況を撮影

(7) 囲いわな及び檻周辺検知による野生獣自動捕獲システムの撤去

- ① 作業前、作業後の状況（定点撮影）
 - ※ 複数撤去する場合は代表的な箇所のみで可。
 - ※ 移設のため撤去する場合も同様に撮影。

(8) くくりわなの撤去

- ① 作業前、作業後の状況（定点撮影）
 - ※ 代表的な箇所のみで可。
 - ※ 移設のため撤去する場合も同様に撮影。

(9) 安全看板の設置及びロープ撤去

- ① 作業前、作業後の状況（定点撮影、全箇所）

4 捕獲個体の記録写真の撮影

止刺した捕獲個体の撮影については、共通仕様書 2. 5「他事業による奨励金」に記載のとおり、本事業により捕獲したニホンジカを用いて県及び市町村等が行う他事業の奨励金等を受けてはならないことから、共通仕様書 2. 4. 2(2)「捕獲個体の記録写真」に記載する項目を踏まえ、以下のとおり記録写真を撮影するものとする。

- (1) 事業名、受託者名、事業管理責任者名、捕獲日時、捕獲場所を明記した黒板等とともに捕獲個体を撮影すること。
- (2) 捕獲個体は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、スプレー等でその識別が可能となるよう下記の順でマーキングし、そのマーキングが分かるように撮影すること。
 - ① 他事業の奨励金等の支給の証拠となる部位（原則として尾、ただし捕獲個体の状態や地域の実情に応じて適切に取り扱う）を個体の色と異なる色のペンキ等で着色すること（例：黄色スプレーを尾部に塗布する等）。
 - ② 胴体中央に個体の色と異なる色のペンキ等で「山」とマーキング。
 - ③ 上記イで記した「山」のマーク上に、「山」の色及び個体の色と異なるペンキ等で、捕獲年月日、捕獲した順に付与する番号をマーキング。
- (3) 捕獲個体毎に処分方法が分かるように撮影すること。

5 撮影データの取扱い

- (1) 画像の信憑性を保つため、原則として編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合に回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
- (2) 記録形式は J P E G とし、有効画素数は黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
- (3) 印刷する場合は、フルカラーでインク、プリント用紙等は通常の使用で 3 年程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

6 その他

この仕様書に寄りがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けなければならない。

(別紙 2)

有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

※＜＞内は、適当な内容を記載すること。

※事業内容により必要な項目を選択して作成すること。

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、受託者＜事業者名＞が実施する＜事業者名＞（以下、「本事業」という。）に係る安全管理に関する事項を定め、もって本事業を実施する際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本事業にかかる業務活動に適用する。

2 本事業は、＜調査・捕獲等する方法及び対象とする鳥獣＞を対象とする。

(本事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針)

第3条 受託者（代表者）は、本事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講ずる。

第二章 安全管理体制に関する事項

(事業管理責任者の選任及び解任)

第4条 受託者（代表者）は、本事業の全体を統括し、監督する権限を有する事業管理責任者を選任し、本事業の実施に係る安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者に対する研修を実施する責任者とする。

2 受託者（代表者）は、事業管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

- ① 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- ② 関係法令等の違反又は本事業の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが本事業の安全管理の確保に支障を来すおそれがあると認められるとき

(事業管理責任者の責務)

第5条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 本事業に係る安全管理の重要性の認識、関係法令の遵守及び安全管理に関する事項について、全ての事業従事者に対し周知徹底し、遵守させる。
- ② 本規程について、随時必要な改善を図る。

- ③ 全ての事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図る。
- ④ 本事業が適正に行われるよう、捕獲現場ごとに、現場に常駐して指揮・監督を行う現場監督者を捕獲従事者の中から指名して配置する等、安全管理を実施するための体制を構築する。
- ⑤ その他の本事業の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行う。

（捕獲従事者及び作業従事者の責務）

第6条 捕獲従事者及び作業従事者は、関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる安全管理に関する措置に積極的に協力し、事業管理責任者及び現場監督者の指示に従い、本事業に係る安全管理の徹底を図る。

（安全確保のための人員配置）

第7条 本事業の実施においては、捕獲現場ごとに適切な技能及び知識を有する捕獲従事者及び作業従事者を適切な人員を配置し、捕獲等に従事する者が単独で業務に従事してはならない。

- 2 本事業の実施においては、捕獲現場ごとに現場監督者を配置し、安全管理を適確に行う。
- 3 捕獲現場ごとに、救急救命に関する知識を有する現場監督者（捕獲従事者）を配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

第三章 連絡体制に関する事項

（連絡体制）

第8条 受託者（代表者）は、発注者、事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者が無線や携帯電話等による双方向の連絡体制を確保し、事業の実施に係る指示や安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

なお、携帯電話が圏外である場合の衛星携帯電話等による連絡体制や捕獲実施日が土日休日に係る場合の連絡体制についても構築する。

- 2 本事業の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別添「有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図」による。
- 3 万一事故や災害等が発生した場合は、事業管理責任者及び現場監督者は、警察署、消防署、病院等への緊急連絡を行い、傷病者を速やかに病院等に搬送するとともに、関係機関に対し必要な報告を行う。

※ 本事業における基本的な連絡体制図及び指揮命令系統を明確に記載する。

（安全確保のための通信装備）

第9条 本事業の実施にあたっては、全ての事業従事者が、無線や携帯電話等を所持し、双方向通信可能な通信手段を確保する。

- 2 無線の使用にあたっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関

するルールを遵守する。

- 3 無線や携帯電話による通信が確保できない場合は、衛星携帯電話等通信が確保可能な手段により双方向通信を確保する。

第四章 捕獲現場における安全管理に関する事項

（作業環境の整備）

第10条 本事業の実施における安全確保を図るため、現場において次に掲げる措置を講ずることにより、安全な作業環境の形成に努める。

- ① 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- ② 作業方法の改善
- ③ 休憩時間の確保（少なくとも○時間に○回、○分を確保すること。）
- ④ 救急用具の携行
- ⑤ 緊急連絡先及び連絡方法の確認

（ミーティングの実施による作業手順・緊急連絡体制の周知等）

第11条 事業管理責任者及び現場監督者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、全ての事業従事者に周知徹底する。

- 2 事業管理責任者及び現場監督者は、捕獲現場ごとに事前調査を実施し、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合は安土（山、崖、高い土手等のバックストップをいう。以下同じ。）の有無及び安全な射撃が可能かどうか、住民及び利用者等の状況、携帯電話、無線機及び衛星携帯電話等の利用の可否、捕獲現場から病院までの搬送経路等について確認する。
- 3 猟犬を使用する場合においては、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。
- 4 毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての事業従事者によりミーティングを行い、捕獲等に従事する者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。
- 5 毎日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。
- 6 毎日の業務の終了後、現場監督者は、日報（捕獲従事者・作業従事者の氏名、業務内容、実施状況、捕獲数、事故又はヒヤリハットの発生の有無及びその内容、改善すべき事項等を含む。）を作成する。

※本事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順に関する考え方を記載する。

（銃器による捕獲場所の選定）

第12条 誘引を行い銃器による捕獲を実施する場所は、背後に安土があり必要以上に銃弾が飛ばない場所を選定する。

また、射撃を行う場所から見通しが効き、他の捕獲場所から銃弾の到達の恐れが無いこと等安全に射撃が可能な場所を選定する。

なお、霧、吹雪等により見通しが効かない場合は、直ちに捕獲を中止する。

(銃器による捕獲区域の安全管理)

第 13 条 林道入口に案内看板を設置し、銃器による捕獲実施日を事前に周知する。

- 2 捕獲実施前に、事業従事者以外の者がいないことを確認し、林道ゲートを封鎖して立入を禁止し、監視員を配置して事業従事者以外の侵入を防止する。
- 3 監視員と捕獲班の連絡体制を構築し、事業従事者以外の者の立入が認められた場合は、直ちに捕獲を中止する。

(銃器の取扱い上の厳守事項)

第 14 条 事業管理責任者は、捕獲を実施する前に、捕獲従事者に対し、次に掲げる銃器の取扱い上の厳守事項について指導する。

- ① 銃口を人に向けない。
- ② 発砲する時以外、引鉄に指をかけてはならない。
- ③ 射撃方向の左右 90 度に射撃線を想定し、その線の前方に人がいたら発砲してはならない。
- ④ 矢先を確認する。人畜、建物、車両、船など危害の生ずる恐れがある方向には発砲しない。矢先を確かめ、安全と捕獲の自信が無ければ発砲しない。
- ⑤ 発砲の必要性の起こる直前まで装てんしない。射撃以外の時は確実に脱包を励行する。
- ⑥ 銃器で他人や自分に危険を及ぼしてはならない。他人の財産に損害を与えてはならない。
- ⑦ 銃器や実包を他人に貸与したりしてはならない。また、他人の銃器に無断で手を触れてはならない。
- ⑧ 銃器の運搬中はカバーをかけ、他の人に危険感や嫌悪感を与えてはならない。
- ⑨ 安全・確実に撃ち取る自信の無い獲物には発砲を見合わせ、撃ち取った獲物や半矢の獲物は必ず手中に収めるよう努めること。
- ⑩ 銃器の操作に習熟すること。
- ⑪ 使用前に銃器を点検し、常に機能の健全な銃器を使用すること。年に一度は銃器の専門技術者の点検を受けて整備し、点検が行われていない銃は使用しないこと。
- ⑫ 正常に発射する適正実包を使用する。銃器に適合し、かつ、品質の劣化していない適正な装弾を使用する。
- ⑬ 引鉄を引いても発射されない場合、不発又は遅発の処理について適正に行う。
- ⑭ 藪の中を通過するときは、脱包する。
- ⑮ 実包を装てんした銃器は、銃口を上方、人のいない方向、または射撃方向に向けて保持する。
- ⑯ 実包の装てんや機関部の閉鎖は、銃口を柔らかい地面に向けて行う。
- ⑰ ライフル実包やスラッグ実包で射撃する場合は、銃弾が必要以上に遠くまで飛ばないように、安土があることを確認すること。
- ⑱ 水平撃ちは行わないこと。

- ⑲ 銃口部に雪や木の葉などが入った場合は、分解して異物を確実に取り除くこと。
- ⑳ 休憩時は、銃を木などに立てかけず、平坦な地面に直接横たえること。
- ㉑ 歩きにくい場所を通るときなど、銃器を他の従事者に持ってもらう必要が生じた時は、必ず脱包し、銃床を相手側、銃口を手前にして渡すこと。
- ㉒ 銃器を持ったまま、段差や溝を跳び越える時は、必ず脱包すること。
- ㉓ 跳弾を避けるため、氷の面、堅い地面、岩など硬いものに向かって発砲してはならない。
- ㉔ 本事業への従事者全てが、安全に銃器を操作するよう心がける。
- ㉕ 酒気を帯びて銃器を手にしない。疲労を感じたら中止する。
- ㉖ 危険な取扱いをしている従事者には、注意する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

（わなの定期的な点検）

第15条 事業管理責任者は、全ての事業従事者に対し、わなの使用前に＜点検項目＞を指示して点検を実施させるとともに、使用後に＜点検項目＞について点検を実施させ、わなを正常に機能する状態に管理し、安全捕獲に努める。

※ わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）について記載する。

（わなの安全な取扱い）

第16条 わなは、＜種類・仕様等＞を満たすものを使用する。

- 2 わなの設置にあたっては、事故が起こらないよう適切な設置場所を選択する。
また、一般の入林者や森林内で作業する者に対し、付近一帯にわなを設置していることを知らせるための注意標識を設置する。
- 3 安全確保の観点から、＜採用しない捕獲方法の種類＞は行わない。
- 4 捕獲従事者に対し、わなについての安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。
- 5 わなを設置した際には、1日○回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは捕獲従事者及び作業従事者2人（うち1名は捕獲従事者）以上で行う。
- 6 設置したわなを使用しない場合は、作動しないようにするか、撤去する。
- 7 止めさしは、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として＜採用する止めさし方法の種類＞を行う。
- 8 安全の確保の観点から、＜採用しない止めさし方法の種類＞は行わない。
- 9 捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して＜採用する放獣方法の種類＞により行う。

※ わな・網の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を記載する。

（銃器の定期的な点検）

第17条 捕獲従事者は、銃器を使用する前に＜点検項目＞を実施し、使用後は、清掃を確実に行う。

また、○か月に一度、定期的に＜点検項目＞について点検を実施する。

※ 銃器の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）について記載する。

（銃器の安全な取扱い）

第18条 銃器及び実包については、＜種類等＞を満たすものを使用する。

2 捕獲従事者は、実包を管理するための帳簿を備え、当該銃砲に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は、廃棄したときは、これに所定の事項を記載し管理する。

3 安全の確保の観点から、＜採用しない捕獲方法の種類＞は行わない。

4 作業開始前のミーティングにおいて、捕獲従事者に対し、銃器については、脱包の確認、矢先の確認、安土の確保等安全な取扱いを周知徹底する。

※ 銃器の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項を記載する。

第六章 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項

（銃器による事故防止のための指導）

第19条 事業管理責任者は、銃器を使用する捕獲従事者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び火薬類取締法など、銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項（第11条）等について指導する。

※ 銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項等について、捕獲従事者に対する指導方法等を記載する。

（射撃練習）

第20条 銃器を使用する捕獲従事者は、射撃場における射撃練習を1年間に2回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実にを行うこと。

2 射撃場における射撃においては、＜訓練項目（射手別）＞について訓練を行う。

※ 射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載する。全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上（適切な回数）実施するよう規定する。

（ライフル銃の保管・管理の状況の確認）

第21条 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和2年12月22日付け警察庁丁保発第209号警察庁生活安全局保安課長）によって示されたライフル銃の保管・管理の状況の確認を遵守する。

2 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、
○月に○回、保管状況を報告させる。

※ 捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合に、銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載する。

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第22条 全ての事業従事者について、1年に1回の医師による健康診断を実施し、心身の健康状態を把握する。

2 本事業は、野外活動を伴うこと、取扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る猟具を使用すること、鳥獣の殺傷を伴うことから、捕獲等に従事する者に精神的な負担がかかる作業であることを踏まえ、健康相談を実施し、心身の健康状態を把握する。

3 経験年数が短い従事者や高齢の従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。

4 心身の健康状態が不良な者については、本事業に従事させない。

5 全ての事業従事者の心身を健康に保つため、健康相談、健康教育、その他必要な措置を講ずる。

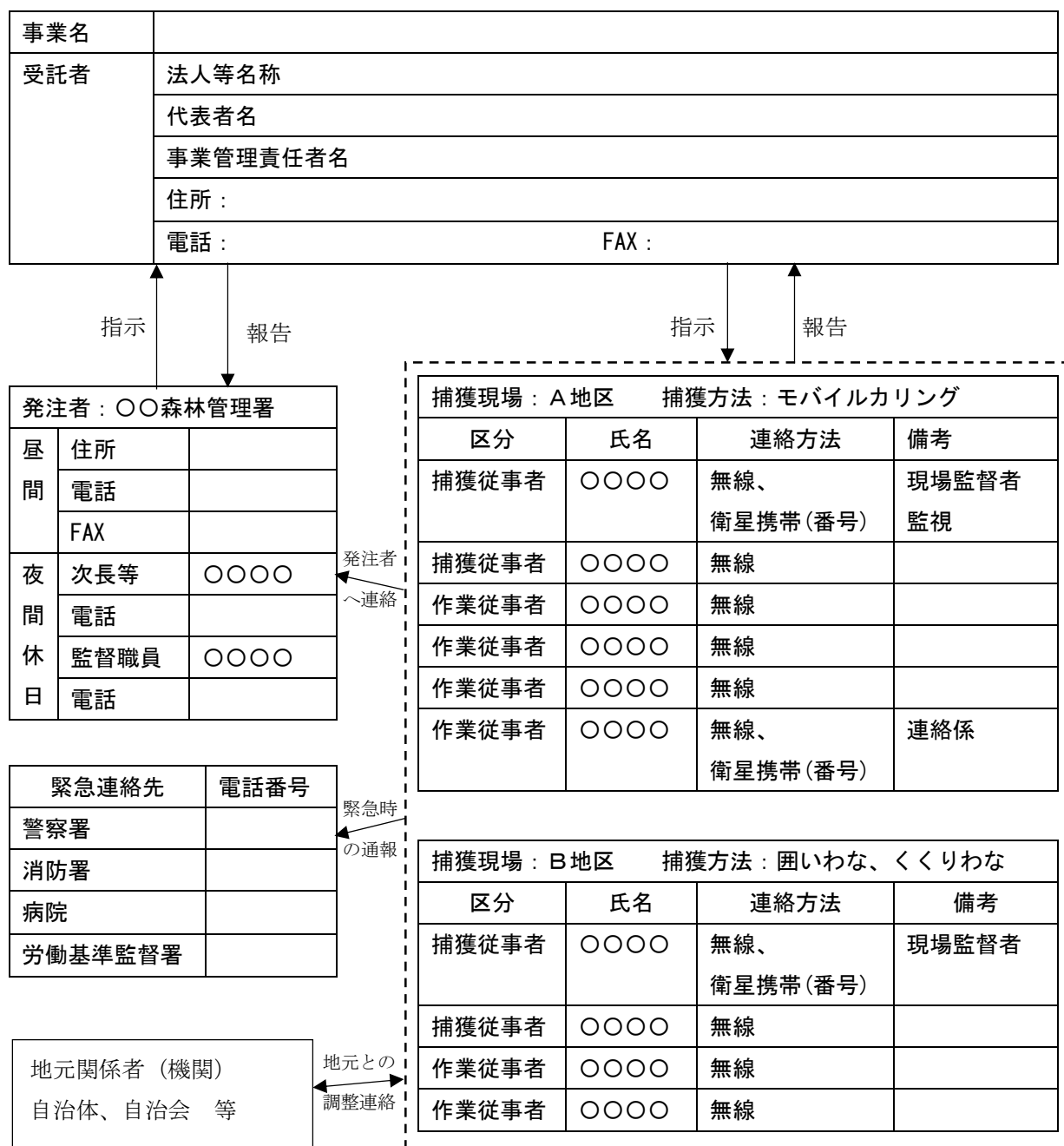
※ 鳥獣の捕獲等に従事する者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握する頻度及び方法について記載する。鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い従事者や高齢の従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努める。

(適性の確認)

第23条 鳥獣の捕獲等に必要な適性を有することを確認するため、1年に1回、従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。

※ 狩猟免許更新時の適性試験の免除を受ける際には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第52条に規定する適性（視力、聴力、運動能力）を確認する方法や実施内容について規定する。

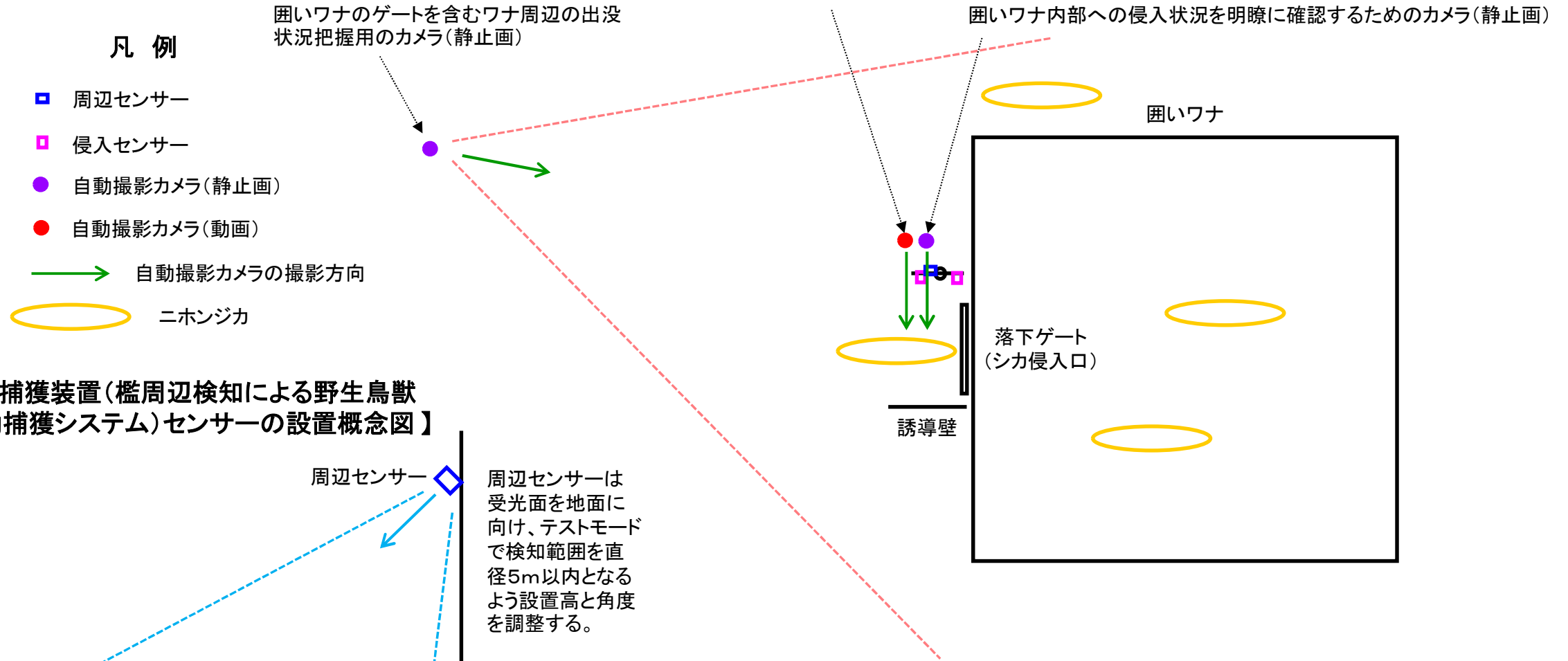
別添 有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図



- ※ 1 業務内容にあわせ適宜必要な変更をして利用すること。
- ※ 2 適用する捕獲方法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれの体制にあわせた連絡体制図とすること。
- ※ 3 連絡体制図には、発注者、法人等の代表者、事業管理責任者、現場監督者、捕獲従事者、作業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示すこと。
- ※ 4 緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院、労働基準監督署等への連絡方法、万一事故が発生した場合の被害者の搬送方法等を記載すること。
- ※ 5 捕獲等の実施が土日休日の場合の連絡体制についても具体的に記載すること。

(概念図) 捕獲実施中の囲いワナのセンサーカメラ及び自動捕獲装置センサーの設置概念図

【捕獲実施中の囲いワナのセンサーカメラの設置概念図】



【自動捕獲装置(檻周辺検知による野生鳥獣自動捕獲システム)センサーの設置概念図】

